

## ※必ずお読みください！

- 1 支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、支援金の給付決定を取り消し、支援金の全額返還を求めるとともに、加算金を徴収します。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報します。
- 3 支援金給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 審査の必要に応じ、申請者の申請内容について関係機関に情報提供する場合があります。
- 5 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、連絡が取れない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消されなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。
- 6 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金給付額に影響のある書類を5年間保管し、知事から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

## 支援金第Ⅳ期において特に御注意いただきたい点

### <支援金を円滑に受け取っていただくために>

- 受付期限を超過した申請は一切認められませんので、速やかに申請をしてください。
- 受付期間中に審査に係る連絡が取れない場合や期日までに追加指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げ、支援金の給付を辞退したものと判断いたします。

### <受付期間内にご対応いただくために>

- 平日・日中に対応が可能な電話番号を必ず申請書に記載ください。
- 事務局から電話・メール・不備通知等の連絡があった際には、必ず御対応をお願いします。

# 飲食店を経営されている方は一読ください

## 和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)との関係について

和歌山県営業時間短縮要請協力金(第3期)(以下「時短協力金(第3期)」という。)の支給対象となる事業者は原則として、本支援金の支給対象外です。

(※ただし、時短協力金(第3期)の支給対象外である小売業や宿泊業などの事業を他に営んでいる場合等は、本支援金の支給対象となる場合があります。詳細は本申請要領の5ページを御確認ください。)

### ○時短協力金(第3期)の対象期間(要請期間)

【前期】令和4年2月5日(土)から2月27日(日)まで

【後期】令和4年2月28日(月)から3月6日(日)まで

### ○時短協力金(第3期)の主な支給要件

項目	認証店 (和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認証を受けている店舗)		非認証店
	要請①	要請②	
支給要件	営業時間	5時から21時まで	5時から20時まで 又は 休業
	通常の営業終了時間	21時を超え翌日5時になるまで(例:22時閉店)	20時を超え翌日5時になるまで(例:20時30分閉店)
	酒類提供	20時まで	酒類は終日提供しない (酒類を利用者が持ち込まないことも含む。)
	感染症対策	業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること	
	その他	同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること 要請期間中に、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」を店舗の外側等に掲示していること	
協力金 (売上高方式)	2.5万円~7.5万円/日	3万円~10万円/日	
対象店舗	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、営業する店舗(結婚式場等を含む) ただし、下記の店舗は対象外となります。 ×総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ×ケータリング等のデリバリー専門の店舗 ×イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ×自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) ×ネットカフェ・漫画喫茶(宿泊を目的としない場合等を除く) ×飲食スペースを有さないキッチンカー ×ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合 ×学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合 ×行事や祭り、イベント等で出店を行う場合 (飲食店営業許可証に「露店」と記載されているものうち営業所所在地が「県内一円」など地域であるもの。 実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの。)		

※時短協力金(第3期)の支給要件詳細については、

ホームページ([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin\\_3rd.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin_3rd.html))や

時短協力金(第3期)の申請要領を御確認ください。